

## 会計学2 第8回 会計規制の経済学(その5)

### 会計規制の捕囚説と獲得説

1

## 素朴な疑問(日常生活での事例)

- 非合理的な規制がなぜ存在するのか？

(事例)

1. 酒類, タバコ, 医薬品の販売免許
2. タクシー料金
3. 大型店舗の出店・営業規制
4. 公認会計士試験・・・?

2

## 素朴な疑問(会計での事例)

- 非合理的な会計基準がなぜ存在するのか？

(事例)

1. 投資税額控除の会計
2. 石油ガス会計基準
3. 企業結合会計  
※第3回のスライド参照

3

## 石油ガス会計 FAS19(1977)

### 1. 成功部分原価法

Successful Efforts Cost Method  
失敗コストの全額を当期損失処理  
成功コストのみを資産に計上

### 2. 全部原価法

Full Cost Method  
探査コストをすべて資産に計上

4

## 石油ガス会計基準の計算構造

探査失敗コスト60。当期収益50。3年間均等償却。

	1年目	2年目	3年目
成功部分原価法	損失 60 利益 -10	損失 0 利益 50	損失 0 利益 50
全部原価法	損失 20 利益 30	損失 20 利益 30	損失 20 利益 30

5

## 石油ガス会計の特徴と結末

	資産認識	利益測定
成功部分原価法	探査結果を即時反映 (用役可能性のみを資産計上)	利益圧縮効果
全部原価法	探査結果を繰延べ (計算擬制的資産の計上)	利益平準化効果

会計理論の点では合理的な成功部分原価法への一本化は阻止され、両法の併用が容認された。  
小規模企業によるロビイングの「成果」。

6

## 企業結合会計 FAS141, 142(2001)

設例

- 1.A社がB社を190で買収
- 2.B社の純資産の簿価は100
- 3.買入のれんは90(190-100)

■ 持分プーリング法 Pooling of Interests Method

B社の資産・負債を簿価で引き継ぐので、B/Sに買入のれんは計上されない。90は持分修正。

■ 買収法 Purchase Method

B社の資産・負債を買入価格(時価)で引き継ぐので、B/Sに買入のれんが計上される。

7

## 企業結合会計の計算構造

のれん償却前利益50, 買入のれんを3年均等償却。

	1年目	2年目	3年目
持分 プーリング法	のれん償却費 0 営業利益 50	のれん償却費 0 営業利益 50	のれん償却費 0 営業利益 50
買収法	のれん償却費30 営業利益 20	のれん償却費30 営業利益 20	のれん償却費30 営業利益 20

8

## 企業結合会計の特徴と結末

	資産認識	利益測定
買収法	買収企業の時価評価	利益圧縮効果
持分プーリング法	買収企業の原価評価	利益捻出効果

FAS141では買収法への一本化が要求されたが、FAS142では買入のれんの非償却が基準化された。折衷処理。ハイテク企業によるロビイングの「成果」。

9

## 会計政治化の特徴

- 会計理論の観点から合理的と考えられる会計基準が承認されず、非合理的な折衷基準が選択されるケースが多い。
- 経済的影響。業界団体のロビイング。

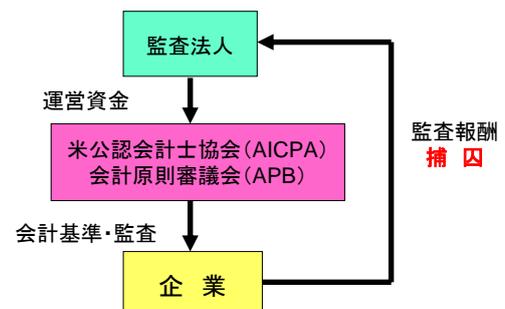
10

## 捕囚説

- 被規制者(その代弁者=会計事務所)による規制者の「捕囚」(capture)
- ↓
- 被規制者に有利な規制
- ↓
- 米上院(メカーフ委員会)によるビッグ・エイトの告発。「会計的支配体制」(accounting establishment)への批判。

11

## 捕囚説の概念図



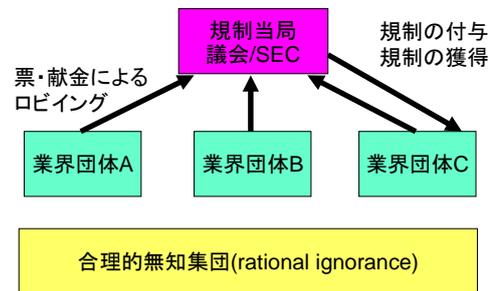
12

## 獲得説

- 規制は、集団間の富の移転を生じさせる手段
- ↓
- 規制は、規制者と被規制者の間で取引される**経済財**
- ↓
- 規制の影響は、規制の獲得に投入できる**経済力**(政治献金)と**政治力**(集票)で測られる。
- ↓
- 最大の需要を示した集団が規制を「獲得」(acquire)する。

13

## 獲得説の概念図



14

## 合理的無知

- 政策過程への関与のコストとベネフィットを比較考量し、[コスト>ベネフィット]となれば「無知」を選択する。
- 大多数の公衆は、合理的であるからこそ、政策過程に対して「無知」を選択する。

A. Downs [1957] 『民主主義の経済理論』。

15

## 獲得説の特徴(捕囚説との比較)

- 規制に対する需要と供給の観点から、規制の現実を説明している。**反消費者的・生産者指向**の規制政策が多くなる必然性を説明。
- ある特定の集団だけでなく、**多様な集団による規制獲得**の可能性を認めている。捕囚説よりも現実をリアルに説明。
- 獲得説は、捕囚説の**発展的理論**として位置づけられる。

16

## 捕囚説・獲得説の限界と問題点

- 被規制者のインセンティブは鋭く説明しているが、**規制者のインセンティブ**は説明していない。
- 実証研究では、規制当局と業界団体の(被)捕囚関係は確認されていない。
- あくまでも、規制の一側面を経済学の観点から説明したものにすぎない。

17

## おわりに

- 捕集説と獲得説は、不合理な規制(経済政策)の存在理由を、経済学の観点から説明しようとしたものです。
- 国内外の多くの経済事象を説明することが出来ませんが、問題点も少なくありません。
- 社会科学の学習においては、理論の貢献と限界を正確に理解することが、つねに大切です。

18